

鴨川府民会議の基本的性格について

京都府鴨川条例の関係条文（抜粋）

【前文】

流域における土地利用、景観、環境等の分野を所管する京都市と協調し、かつ、府民、事業者等と協働しつつ、鴨川等の安心・安全で良好かつ快適な河川環境を実現するための施策を推進し、もって府民の誇りである鴨川等を後世に引き継ぐため、この条例を制定する。

【第24条】

第5章 府民協働の推進

（鴨川府民会議）

第24条 知事は、鴨川等の河川環境の整備及び保全に関する事項について、府、府民、事業者及び京都市が意見を交換するため、鴨川府民会議を開催するものとする。

2 鴨川府民会議の参加者は、鴨川府民会議における議題を提案することができる。

3 府は、鴨川府民会議における意見交換の内容を参考として、鴨川等の河川環境の整備及び保全に関する施策を実施するものとする。

【第27条】

（条例の見直し）

第27条 知事は、鴨川等の河川環境の整備及び保全に関する課題について、鴨川府民会議における意見交換の内容等を勘案して検討を加え、必要に応じ、条例の見直しを行うものとする。

議 題 の 設 定

(1) 議題の範囲

議題の範囲は、鴨川及び高野川の河川環境の整備及び保全に関する事項

趣旨：河川区域内の事柄に止まらず、鴨川流域全体を視野に入れて、河川を巡る自然環境（動植物の多様な生態系）、生活環境（水質、景観、河川空間の快適利用）、災害発生の防止（森林管理、流域全体での治水）、流水の利用など、幅広い分野にわたり議題とするもの。

(2) 議題の設定

鴨川府民会議の参加者からの提案も踏まえて京都府が議題を設定する。設定した議題は、あらかじめメンバーの方に通知する。

参加者（メンバー）

- ▶ 定数 30名以内
- ▶ 構成
 - 公募メンバー 10名
 - ・任期 平成22年3月31日まで（再任を妨げない）
 - ・公募要領による選任
 - 資格：府内の居住者、事業者。平成20年1月1日現在満20歳以上。鴨川・高野川の河川環境の整備・保全に見識を持ち、鴨川府民会議に出席し積極的に発言できること。府の審議会等の委員でないこと。
 - 応募者から、選考委員会により選考
 - 有識者メンバー 13名
 - ・任期 平成22年3月31日まで（再任を妨げない）
 - ・知事からの就任依頼を承諾された方
 - 京都府の職員
 - 議題に応じ、関係部署から出席
 - 京都市の職員
 - 議題に応じ、関係部署から出席
- ▶ 座長は、必要があると認めるときは、メンバー以外の者に府民会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

議事の内容

- ▶ 議題についての意見交換
（府民会議としての結論や答申形式での取りまとめ等は予定していない）
- ▶ 意見交換と府の施策との関係
 - ・府は、会議での意見交換の内容を参考として施策を実施するとともに、必要に応じ条例の見直しも検討する。

座長等

- ▶ 座長：会務を総理する。会議の議長となる。メンバーの互選で決定
- ▶ 副座長：座長に事故あるときに職務を代理する。座長が指名